

## 2019年度 乙種防火管理講習実施案内

舞鶴市消防本部

消防法施行令第3条に規定する防火管理に関する講習のうち「乙種防火管理講習」を次のとおり実施します。

- 1 受講対象者  
消防法第8条の規定による防火管理者の資格を取得しようとする者
- 2 講習日時・講習場所・申込期間

乙種防火管理講習	
講習日時	2020年2月26日(水) 9時30分から16時30分まで(受付9時15分～)
講習場所	舞鶴西総合会館 4階 第1会議室(舞鶴市字南田辺1番地)
申込期間	2020年1月20日(月)から2月18日(火)まで
定員	60名(定員になり次第、申し込みを締め切ります。)

### 3 申込方法

- (1) 講習申込書を下記の受付場所に提出して、受講票を受け取ってください。
- (2) 申込書は下記の受付場所または、舞鶴市消防本部のホームページから取得できます。(http://www.maizuru119.com/)
- (3) 受講は無料ですが、受講申込の際にテキスト代1,450円が必要です。  
なお、申込後のテキストの返却及び返金はできません。
- (4) 申込書には、写真(縦4cm、横3cm、裏面に氏名を記載)を貼付してください。

### 4 受付場所

受付場所		電話番号	受付時間
舞鶴市消防本部 予防課	北吸 1044 番地	0773-66-0119	8:30~17:15
舞鶴市東消防署 総務予防課	浜 80 番地の 4	0773-65-0119	8:30~20:00
舞鶴市西消防署 総務予防課	松陰 5 番地の 5	0773-77-0119	

## 5 講習内容

講習科目		時間
午前	オリエンテーション	9:30～ 9:35
	防火管理の意義及び制度の概要	9:35～10:45
	火気取扱いの基本知識と出火防止対策	10:50～12:00
午後	施設・設備の維持管理	13:00～13:50
	自衛消防	14:00～14:50
	防火管理の進め方と消防計画	15:00～16:00
	質疑・修了証交付	16:00～16:30

## 6 修了証交付

- (1) この講習の全課程を修了した者には、舞鶴市消防長が修了証を交付します。
- (2) 上記修了証の交付を受けた者は、消防法施行令第3条第1項の規定による乙種防火管理者の資格を有する者となります。

【遅刻又は途中退席をされた方には、修了証を交付することはできません】

## 7 その他

- (1) 受講当日に受講票を受付へ提示し受付後、会場内の座席番号札の横に置いてください。また、講習終了後は、受講票を持ち帰ってください。
- (2) 講習テキストは、受講申込時にお渡ししますので各自で保管し、講習会に必ず持参してください。
- (3) 受講当日は、印鑑・筆記用具を持参してください。